

# 健康保険証は 正しく使いましょう

健康保険証を使うときはこんなことに注意しましょう

## ① 資格喪失日以降は 使えません



お手元の健康保険証は資格を喪失した日（退職日の翌日など）から、使うことはできません。すみやかに他の健康保険に切替えましょう。

## ② 工作中・通勤中のケガや 病気には使えません



工作中・通勤中の事故等が原因のときは労災保険の対象です。健康保険を使って受診することはできません。

## ③ 交通事故などの場合は 届出が必要です



交通事故や第三者の行為によるケガや病気のために健康保険を使って受診するときは届出が必要です。  
（健康保険証に記載されている「保険者」に連絡して下さい。）

## ④ 紛失しないよう 大切に保管しましょう



健康保険証は一人1枚ずつ交付されます。大切に保管し、紛失や盗難に十分注意してください。

## ⑤ 病院等の窓口 必ず提示しましょう



健康保険証は必ず病院等の窓口提示してください。  
（高齢受給者証をお持ちの方は合わせて提示して下さい。）

みなさまにご負担いただく毎月の保険料、そして、医療費を有効に活用するため、ご理解・ご協力をお願いします。

### 信頼できるかかりつけの医師を持ちましょう

同じ病気で複数の医療機関をあちこち受診すると、検査の繰り返しや薬の重複でかえって体に負担を与えてしまう心配があります。医療費がかかるだけでなく、病気の回復を遅らせることもありますので、一貫した治療を受けるように心がけましょう。



 **全国健康保険協会(協会けんぽ)山梨支部**

☎ 055 - 220 - 7750 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>